

指定居宅介護支援事業所  
管理者 様

水戸市長 高橋 靖

「令和 5 年度後期分」居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算について（通知）

日頃から本市の介護保険行政について御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、半期ごとに当該減算適用の可否を判定する必要があります。

つきましては、下記及び送付資料の内容を御確認の上、「居宅介護支援における特定事業所集中減算チェックシート」（以下、「チェックシート」という。）を作成してください。

また、下記 1 の対象事業所に該当する事業所におかれましては、チェックシート及び関連書類を水戸市に提出する必要があるので御提出くださいますようお願いいたします。

記

1 対象事業所

- (I) チェックシートにおいて、対象サービスのいずれかで紹介率最高法人の紹介割合が 80% を超えた事業所
- (II) 現在当該減算が適用されており、今回のチェックシートにより、減算適用除外となる事業所

2 提出書類

- ・チェックシート
- ・「特定事業所集中減算を適用されない居宅介護支援事業所に係る基準及び必要書類」に記載されている必要書類
- 【新たに集中減算適用になる場合や、集中減算から外れる場合は、次の書類も添付】
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ※ 1
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※ 1
- ※ 1 様式は水戸市ホームページからダウンロードしてください。
- (掲載先) トップページ > 分類からさがす > 健康と福祉 > 福祉・介護 > 介護保険 > 介護保険（事業者向け情報） > 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算について

3 提出期限 令和 6 年 3 月 15 日（金）（必着・厳守）

4 提出先 〒310-8610 水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号(市庁舎 1 階)  
水戸市福祉部介護保険課管理係

5 提出方法 郵送又は持参してください。

6 令和 5 年後期分の特定事業所集中減算に係る概要

- (1) 判定期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日まで
- (2) 減算適用期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
- (3) 対象サービス 訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）

#### (4) 当該減算の要件等

当該減算の要件は、正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた、「訪問介護サービス等」の提供件数のうち、同一の「訪問介護サービス等」に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援費のすべてについて、1件当たり月200単位を所定単位数から減算するというものです。

「正当な理由」の範囲については、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し、市町村長が適正に判断することとされていることから、各事業所において理由を記載した場合であっても、水戸市長が不相当と判断し、特定事業所集中減算を適用することがあります。

#### (5) 注意事項

- ・**対象事業所のうち1(I)に該当する事業所が、提出期限までに届出を行わない場合、「正当な理由」の有無に関わらず、特定事業所集中減算適用となりますので御留意願います。**
- ・チェックシート上の紹介率最高法人の計算は、同一法人格を有する法人単位で行います。
- ・チェックシートは、正当な理由該当の有無に関わらず作成が必要であり、保存期間は5年です。

## 7 備考

チェックシート等の各種様式、「正当な理由に該当するもの(基準)」につきましては、水戸市介護保険課のホームページに掲載しておりますので、御確認ください。

(掲載先) <https://www.city.mito.lg.jp/site/kaigojigyousya/1426.html>

- トップページ > 分類からさがす > 健康と福祉 > 福祉・介護
- > 介護保険 > 介護(事業者向け情報)
- > 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算について



### 【参考】

○介護保険法 第69条の34

介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

○厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号) 抜粋

83 居宅介護支援費における特定事業所集中減算の基準

正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第2条に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護、指定福祉用具貸与(指定居宅サービス等基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。)又は指定地域密着型通所介護(以下この号において「訪問介護サービス等」という。)の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えていること。

### 【お問合せ及び提出先】

水戸市福祉部介護保険課管理係

担当：野口

〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号

TEL 029-297-1018(直通)

FAX 029-232-9230

E-mail: kaigo@city.mito.lg.jp